平成２４年（フ）第４０号
佐賀県佐賀市久保田町大字徳万991番地１
債務者　水町　佳美
１　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４７号
大分県別府市平田町13番15号
債務者　片岡　佳三
１　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第９号
宮崎県日南市吾田東２丁目７番63号
債務者　竹井ひとみ（旧姓下新原）
１　決定年月日時　平成24年３月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２４年（フ）第２９号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山5098番地１
コーポＩＢＵＳＵＫＩ－Ⅲ101、前住所宮崎県宮崎市松山１丁目８番12号
債務者　安藝　亜弓
１　決定年月日時　平成24年３月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第５号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋1283番地270
債務者　金城由美子
１　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第１８号
茨城県取手市押切156番地　ソシヤ藤代102
債務者　宮崎　泰彦
１　決定年月日時　平成24年３月９日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１９号
茨城県取手市押切156番地　ソシヤ藤代102
債務者　宮崎千江子
１　決定年月日時　平成24年３月９日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第２４号
茨城県牛久市刈谷町３丁目146番地　アーバンパレス刈谷102、前住所茨城県牛久市牛久町2453番地22　サンハイツ中島105
債務者　安生　澄子
１　決定年月日時　平成24年３月９日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第２８号
茨城県牛久市田宮町1083番地29
債務者　三浦とし恵
１　決定年月日時　平成24年３月９日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第３１７号
長野県安曇野市豊科1162番地８　エクセル88―102号、前住所長野県松本市波田1412番地５
債務者　森　　美代
１　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第７０号
兵庫県尼崎市富松町１丁目46番１―303号、前住所兵庫県尼崎市上ノ島町１丁目37番２―503号
債務者　宮川　洋子（旧姓羽馬）
１　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４号
和歌山県御坊市野口1351番地１　御坊シルバーハイム内112号室、住民票上の住所和歌山県御坊市野口1351番地１
債務者　瀧口　　章
１　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２４年（フ）第３２号
徳島県徳島市富田橋４丁目60番地　大谷マンション301号室
債務者　晴山ひろみ
１　決定年月日時　平成24年３月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３６号
徳島市西須賀町鶴島４番地の１　地蔵橋団地県営住宅242号
債務者　谷澤　治樹
１　決定年月日時　平成24年３月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４３８号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町石動1579番地
債務者　横手　博文
１　決定年月日時　平成24年３月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１号
佐賀県鳥栖市平田町3106―110―305、住民票上の住所福岡県久留米市田主丸町鷹取617番地
債務者　太田小百合
１　決定年月日時　平成24年３月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４７２号
大分県別府市大字亀川1659番地の３
債務者　荒金　則子
１　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係